

最高裁秘書第3012号

令和5年12月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

11月12日付け（同月16日受付、第050262号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年の司法試験の合格者数が令和6年度概算要求（修習給付金積算メモ）で予測していた1578人を大きく上回る1781人となつたことについて、令和6年度予算との関係で最高裁がどのように対応する予定であるかが書いてある文書（修習給付金積算メモ及びその補足説明は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）